

お知らせ

Information

総社市役所
〒719-1192
総社市中央一丁目1番1号
☎0866-92-8200

■今月の「そうじゃ家族の日」

6月15日(日)

毎月第3日曜日は「そうじゃ家族の日」です。子どもを囲んで家族の絆を深めましょう。

今月の神が辻日曜ふれあい市

6月15日(日)
7:00～9:00
市役所駐車場

花、農作物、魚介類、加工食品など、毎月15程度の出店
問い合わせ 人権・まちづくり課国際・交流推進係 (☎☎8242)

6月のイベント

- 1日** 18:30～

坂元昭ニギター・ライブ in きよね夢てらす
場所 きよね夢てらす
内容 坂元昭二さんのギター演奏。前売1000円、当日1200円、中学生以下は無料
問い合わせ きよね夢てらす (☎☎0355)
- 7日** 12:10～

岡山県高等学校演劇実験劇場備中地区大会
場所 市民会館
内容 8日(日)は午前10時40分から。高校生による演劇発表大会
問い合わせ 総社南高等学校 (☎☎6811)
- 13日** 14:00～15:30

巡回ふれあい講演会
場所 清音公民館
内容 「今、大切なもの」と題して、宝福寺住職の小鍛冶元慎さんが講演
問い合わせ 清音公民館 (☎☎0131)
- 20日** 10:00～11:30

巡回ふれあい講演会
場所 東公民館
内容 「取り戻そう 思いやりの心ー絆つなぐ地域へー」と題して、フリーアナウンサーの井上いつのりさんが講演
問い合わせ 東公民館 (☎☎2995)
- 21日** 10:00～

おはなし会
場所 市図書館
内容 小学生を対象に、おはなしの楽しさや、人に伝える読み方を体感してもらう
問い合わせ 市図書館 (☎☎4422)
- 22日** 15:00～

ふれあい音楽会
場所 きよね夢てらす
内容 マカロン(くらしき作陽大学OGの吉藤沙央里さんと4人の仲間)によるピアノとトランペットのアンサンブル
問い合わせ 清音公民館 (☎☎0131)
- 28日** 13:30～15:00

食のサポート講演
場所 総社ふれあいセンター
内容 「むせはじめたら食事の工夫」をテーマに、「嚥下食ってなあに？」と題して、赤磐医師会病院の管理栄養士 草谷悦子さんが講演。参加費500円
問い合わせ 岡山県栄養士会総社支部 中本さん (☎・Fax ☎☎6279)
- 28日** 13:30～16:00

総社市権利擁護センター開設1周年記念シンポジウム
場所 総合福祉センター
内容 前中四国厚生局長の伊奈川秀和さんの講演とシンポジウム
問い合わせ 福祉課障がい福祉係 (☎☎8269)
- 29日** 13:00～16:00

岡山県大学吹奏楽フェスティバル
場所 市民会館
内容 岡山県大学吹奏楽連盟に所属する大学による吹奏楽の演奏会。前売500円、当日600円
問い合わせ 岡山県大学吹奏楽連盟 三浦さん (☎090-4691-7496)

くらし

サンロード吉備路臨時休業
施設をメンテナンスするため、サンロード吉備路と吉備路観光案内センターが、6月23日(月)から26日(木)まで臨時休業します。サン直広場ええとこそうじやは、6月24日(火)・25日(水)を休業します。
問い合わせ 商工観光課観光プロジェクト係 (☎☎8277)

小児の治療用眼鏡などの助成を小学3年生までに

小児の弱視や斜視の治療用眼鏡などの購入費用を助成します。
対象者・条件 ▼市内に在住の、満9歳に達する日から満9歳に達した日以降の最初の3月31日までの小児 ▼医師により弱視などと診断されている小児 ▼生計を同じくする世帯員が市税を滞納していないこと
助成金額 眼鏡の購入金額に10分の7を乗じた額。上限3万円
申請方法 こども課に備え付けの申請書に記入し、添付書類と合わせて提出

添付書類 医師が発行する眼鏡などに係る処方箋。購入した眼鏡

などの領収書
その他 申請は1人につき1回
申請先・問い合わせ こども課子育て支援係 (☎☎8268)

「児童手当現況届」の提出

児童手当を受けている人は、「児童手当現況届」を提出してください。現況届は、6月1日現在の状況を記載し、引き続き手当を受ける資格があるかどうかを確認するためのものです。該当する人には6月上旬に現況届の用紙を送付します。なお、公務員は各職場での手続きとなります。現況届を6月30日(月)までに提出しないと、支給資格があっても6月分以降の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

また、手当を受けている人に、次のようなことがあった場合は、必ず届出をしてください。届出が遅れた場合、払い過ぎた手当を返還していただきます。

- ▼転出・出生・死亡・氏名変更があったとき
- ▼婚姻・離婚などにより、養育者が変更したとき
- ▼公務員になったとき
- 問い合わせ** こども課子育て支援係 (☎☎8268)

ひとり親家庭等と心身障がい者の医療費の支給資格更新

医療費の助成
ひとり親家庭等の人と心身障がい者の医療費自己負担を、原則1割とする制度があります。該当する人は申請してください。ただし、所得に応じて負担限度額が定められています。

対象 ▼ひとり親家庭等 18歳未満の児童を扶養している、ひとり親家庭の親とその児童。父母のいない18歳未満の児童を養育している配偶者のない人
※ただし、父母や養育者の所得によつては認定できない場合があります。

心身障がい者 次の①から③のいずれかに該当する人で、原則65歳未満の人 ①身体障害者手帳1級または2級を持っている人 ②重度の知的障がい者と判定された人 ③身体障害者手帳3級を持っている人で、中度の知的障がい者と判定された人

支給資格更新は6月中に
ひとり親家庭等と心身障がい者の医療費の助成を受けるには、支給資格の更新手続きが必要です。該当する人には、手続きに必要な

用紙を送付します。6月中に更新手続きを行わないと、7月以降の利用ができません。

申請先・問い合わせ ▼ひとり親家庭等 こども課子育て支援係 (☎☎8268) ▼心身障がい者福祉課障がい福祉係 (☎☎8269)

不育症治療の助成が受けやすく

不育症治療を受けた夫婦に対し、経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。4月から助成内容の一部が改正されました。

対象者・条件 ▼不育症治療の開始から申請するまでの間、市内に在住の夫婦 ▼対象者や世帯全員が市税を滞納していないこと ▼治療費の支払いを終了後、6か月以内の申請であること ▼(独)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医により不育症と診断され、当該専門医の所属する医療機関などで不育症治療を受けていること

助成内容 不育症治療の自己負担額に対し、1回10万円を限度に助成。1対象者につき5回まで
申請先・問い合わせ こども課母子保健係 (☎☎8261)